

第 46 回委員会  
資料第 8 号

昭和31年10月2日

欧州における原子力国  
際機関について

—ユーラトム案とO.E.E.C案—

〈原子力メモ〉

第 16 号

科学技術庁原子力局

c111-027-004

会館本館  
第 部 第 巻

国際原子力協定  
5/17/72

### 要 点

#### 要 約

#### [I] 欧州における国際協力機関

##### 1) 欧州内部での要因

エネルギー事情からの要請、欧州における原子力開  
発状況と米国に対する立遅れ、原子力開発のための技  
術上資金上の協力の必要性、欧州における国際機関の  
実績

##### 2) 欧州諸国と米国ないし英国との関係から惹起される 要因

対米対英二国間原子力協定の進展、協定にともなう安  
全保障と国際協力機関、欧州の自主性

#### [II] ユーラトム案について

##### 1) ユーラトム案の成立過程

① メッシナ外相会議、② ブラッセル小委員会報  
告、③ 欧州連邦実行委員会、④ ブラッセル外相会  
議、⑤ 欧州石炭鉄鋼共同体臨時共同総会、⑥ フラ  
ッセル小委員会最終報告と政府首席代表会議、⑦ ユ  
ーラトム案要旨、⑧ ヴェニス外相会議、⑨ ユーラ  
トム設立条約起草会議と政府首席代表会議

2) ユーラトム案に対する各国の態度

① フランス

ユーラトム案要求の必然性 自主的原子力開発  
と西ドイツの抬頭、ユーラトム支持層（工業家、労  
働組合、中道的社会主義政党） ユーラトム反対層  
（共産党および急進的社會主義政党、科学者、技術  
者、軍事的反対者、軍部、右翼政党）支持派と反対  
派の勢力配置

② 西ドイツ

全体として消極的な態度、工業界のユーラトム反  
対理由、メンネの意見、労働組合、社会民主党のユ  
ーラトム支持とその理由。

③ その他シェーマン、フラン諸国とくにベルギー

ウラン鉱生産国としてのベルギー、共同市場化と  
の関係

④ 米國および英國

米國のユーラトム支持と英國の反対

[III] O.E.E.C案について

1) O.E.E.C案の成立過程とその内容

(2)

O.E.E.C.の漸進的、現実的政策、O.E.E.C原子力協  
力計画の出現、専門家調査団の提案、平和利用、共同  
企業、O.E.E.C.代表者会議、ユーラトムとの関係、特  
別委員会設置、原子力運営委員会設置、共同企業の具  
体化。

2) O.E.E.C.案に対する各国の態度

[IV] ユーラトム案とO.E.E.C.案の対比

(7)

要 約

1) 欧州における原子力関係のための国際協力機関については、次の諸点からその必要性が一般に認められている。

① 欧州におけるエネルギー事情は、今後予想される需給増大に対応しえないものと推定され、そのギャップを埋めるものとして原子力の利用が重視されている。

② しかし欧州における原子力関係状況は、米国および英国等の先進国に対してかなり立遅れており、しかも急速な発展のためには濃縮工場、化学処理工場等の設置建設のために必要な技術、資源、労力、資金等の大きさは一國の経済規模の範囲をはまかないきれず、国際協力の必要性が痛感されている。

③ さらに欧州における国際協力機関は、欧州経済協力機構（O.E.E.C.）、欧州石炭鉄鋼共同体のほか、欧州支払同盟（E.P.U.）、北大西洋軍事同盟（N.A.T.O.）および流産したとはいえ欧州軍（E.D.C.）があり、その基礎には経済的にも軍事的にも欧州を一

(4)

体として統合しない限り、その主体性を維持できないという認識があり、しかも上記の諸国際機関は或る程度の成果をあげているので、原子力関係に関しても国際協力機関設立の動きは当然表面化する。この考え方は米国および英国にとっても全杯に亘る二國間原子力協定によって欧州諸國と協力してきた形を、欧州における原子力国際協力機関にまとめようとする立場として現われる。

2) 以上のごとき欧州における原子力関係の国際協力機関設立の一般背景のもとに、シューマン・プランもカ國によるユーラトム案と O.E.E.C.案の二つが立案された。両案の特徴は次の通りである。

① ユーラトム案

シューマン・プランもカ國により原子力関係を共同体化し核燃料物質、特許、施設資材等を共同市場化して、超国家的性格の機関によって統括しようとするもので、現在ブラッセルの政府間委員会において案の案が起草され、年内に調印に持込もうとしている。

(5)

② O.E.E.C.案

O.E.E.C.参加国により、各国の自主性を尊重しつつ、共同企業、各国原子力計画の調整、規格化等を通じて国際協力体制を樹立しようとするもので、現在7月にO.E.E.C.閣僚会議によって設置された原子力運営委員会によって具体的な規約草案が起草されている。

両案はシェーマン・プラン6カ国が両者に関連しているため交錯していたが、具体案が固まるにつれ、たとえば共同企業について濃縮工場の場合にはシェーマン・プラン6カ国の計画にO.E.E.C.諸国の一部が参加し、化学処理工場の場合にはO.E.E.C.の計画にシェーマン・プラン6カ国が参加する等、両者の交流により、協力が軌道にのりつつある。(両案の対比についてはオマ表参照)

3) ユーラトム案およびO.E.E.C.案に対する各国の態度は、最終案が定まらないためにはっきりしていないが、O.E.E.C.案についてはさして問題は無い。ユーラトム案に対してはベネルクス3国、イタリアの支持を受

(6)

け、フランスおよび西ドイツも公式には支持しているが国内的には必ずしもまとまっていない。すなわちフランスの場合、共産系およびそれに近い左翼、科学者、技術者が反対しているとともに、ユーラトムが原子力利用を平和目的に限ろうとしている点に軍部、右翼陣営が反対しており、条約批准は危ぶまれている。これに対して西ドイツは、政府部門ではアデアウアー首相、フレンター外相が支持の立場にあるのに対して、シエトラウス原子力相、エアハルト経済相は慎重な立場にあり、さらに工業界は産業自由の立場から反対しており、連邦原子力委員メンネも工業界を代表して、西ドイツの原子力開発は米、英との二国間協定により充分だとしている。なおベルギーは、全国が加盟國中唯一のウラン生産国であるため、資源の点および米英両国に対する供給義務の点で微妙な立場に立っている。

一般にユーラトム案に対する賛成派は、各国政府、中間的な社会主義政党および労働組合、さらにフランス工業界とみられている。

なお米国はユーラトム案に、かなり早くから支持の

態度を示し、英国は O.E.E.C. 案に支持を与えていたが、  
英国の場合最近になってかなり冷淡な態度をとるに  
なっている。

(5)

4) いずれにせよ、欧州における原子力開発の国際機関  
設立の必要性は一般に認められており、ユーラトム案、  
O.E.E.C. 案とも具体的計画の中で協調的になっ  
ているので、なおいくたの曲折は免れないものの、何等かの  
形式両案とも成立をみるものと思われる。

なおシューマン・プランによるユーラトム案  
に加盟する国は次の通りである。

フランス、西ドイツ、ベルギー、オランダ、ルク  
センブルグ、イタリア

O.E.E.C. 案に参加しているのは次の 17 国であ  
る。

オーストリア、ベルギー、オランダ  
ルクセンブルグ、デンマーク、フランス、  
ギリシャ、ポルトガル、トルコ、  
アイルランド、アイスランド、イタリア、  
ノルウェー、スウェーデン、スイス、

(6)

英国、西ドイツ、

このほか欧州ではザールが参加しており、米国、カナダが準参加国となっている。

### [1] 欧州における国際協力機関設立の一般的背景

欧州諸国間に原子力開発のための国際協力機関を設立しようとする動きは、世界的にみてもたとえば1953年12月オーストラリア連邦総会において核分裂物質の国際プールと国際原子力機関の設立を提案したアイゼンハウアー米大統領の演説に示されたような国際協力への動きの一環として表面化してきたものである。しかしとくに欧州諸国の間に、アジア原子力センターのごとき他の地域での動きにさきがけて、原子力国際協力機関を設立しようとする動きが現われたことについてはいくつかの要因があげられようが、まずここでは一般的なものとして、欧州内部での要因と欧州諸国と米国ないし英国との関係から蒸起される要因に分けて考える。

#### 1) 欧州内部での要因

まず欧州における原子力開発のための国際協力機関の設立が、主として原子力開発の平和的側面の育成、助長を目的としていた限りその基礎には将来における欧州のエネルギー需給バランスの均衡化のために原子力を利用しようとする意図がおかれていた

(11)

ことは明らかである。すなわち欧州におけるエネルギー資源は、石炭、水力については地域的偏差をもちながらも現在までエネルギー需要の大半をまかなってきたが、石油ないし天然ガスの賦存状況は米国に比べればほとんど問題にならない状態にある。他方エネルギーの需要は欧州が高度に工業化された地域であるため、その経済成長にともなう需要増加がエネルギー供給をはるかに上回るにいたるものと予想されている。しかも多くの場合貿易依存度の高い国の多い欧州にあつては、輸入エネルギー資源を無制限に増大することに対しては国際収支の問題等一定の制約が存在する。その意味でエネルギー需給バランス上のギャップを埋めるものとして原子力開発は欧州諸国にとって緊急不可欠のものである。

しかるに欧州における原子力開発の現状は英国ないしフランスを除けば、ようやくいくつかの国で研究用原子炉の運転が開始された程度で、全体的にみて原子力の産業的規模での開発は米国等に比較すればほとんど問題とならない。すなわち英国において

は1953年4月原子力発電所建設計画を發表し、同年夏には早くもコルダー・ホールの建設に着手した。さらに1955年2月には白書の形で原子力発電計画を發表、ほとんど同時に公表された国防白書に盛り込まれた水爆製造を中心とする原子力の軍事的利用とならんで、原子力の平和的利用を積極的に推進することとなつた。かかる原子力開発の平和的側面の増大にたいして、原子力開発の所管も供給相 (*Minister of Supply*) から枢機相 (*Lord President Council*) に移され、実施機関も1954年2月1日以降「英国原子力公社」*United Kingdom Atomic Energy Authority* が設立され、従来は一切の施設、人員および計画を引継いだ。

またフランスにおいても1955年以降、原子力の産業利用のための第二次5カ年計画を推進しており、ウラン金属、重水等の生産能力拡張、新恩鉛炉、化学処理プラント等建設のため関連産業の整備、船舶用原子力モーターの開発その他を促進しはじめた。この一環としてマルクールにフルトニウム生産を主

目的とする天然ウラン、黒鉛型原子炉3基を建設副産物として60千kWの電力をフランス国有電力会社(Electricité de France)を通じて配電することとなり、うち1基(9.)は56年1月に稼働を開始した。

さらに欧州諸国のうちには、マツキニ一報告において「先進小国」として分類されているオランダ、ノールウェイ、スエーデン、スイスの諸国、および「ウラン諸国」であるベルギー、ポルトガルが含まれている。これらの諸国は、ポルトガルを除き、いづれも多かれ少かれ自国の原子力開発を促進しており、そのうちいくつかの国ではすでに実験用原子炉を運転せしめている。

以上のごとき欧州における原子力開発の発展段階において国際協力機関設立の動きが現われたものである限り、一定の技術的水準を前提とするものであったが、各国の発展段階は極めて多様であった。後に問題となるユーラトム案をめぐる対立によって最も重要と思われるのは、フランスと西ドイツにみら

れる原子力開発の質的な段階の相違で、これは原子力国際協力機関の性格規定の問題に両国の対立をもたら込んだ物質的な基礎とみるべきである。ともあれかような開発段階で、さきにのべたエネルギー需給の融通から原子力開発の急速な発展が欧州諸国にとって緊急不可欠のものとなつたわけであるがなお米国に比して極めて立遅れた状態にあった。すなわちのE.E.Cの委嘱を受けた専門家の調査報告によれば、1955年中における米国と欧州諸国との間に懸隔は次の通りであった。

(1) 核科学および工学の基本的事項について欧州は米国に著しく立遅れている。

(2) 米国における建設中または運転中の動力炉原型は20基位であるのに対して、欧州のは5~6基(英国3基、フランス2基)にすぎない。

(3) 原子炉の種類、米国の原子炉の種類は6~8種類位欧州のものより多い。出力ゼロの実験炉型を除けば欧州で運転中の炉は2種類で

しかない。

- ① 研究用原子炉数、米国約30基に対して、欧州で運転中のものは9基（英国4基、フランス2基、ノールウェイ1基、スエーデン1基）にすぎない。
  - ② 運転中の核燃料試験用原子炉は米国の2基に対し、欧州にはない。また船舶推進用原子炉エンジンは米国に2基、欧州になし。
  - ③ 主として軍事目的のため作られたアイソトープ分離によるウラン濃縮工場についても米国の工場は英国にある欧州唯一の同種工場の10倍の大きさであり、その電力使用量はフランス全体のそれに匹敵する。
  - ④ ノールウェイにある欧州唯一の重水生産工場の生産量は米国工場のそれの20分の1にも及ばない。
- (2) 専門技術者の面においても欧州は米国の比ではない。
- ① 科学専攻学生数は、米国の50万人以上に

(16)

対して、欧州は約18万人に止まる。

- ② 原子力関係機関の使用技術者数は、米国において15千人に達するのに対して、欧州では英国の約5千人、フランス1,800人、その他約1,000人にすぎない。

以上のように米国に比して著しく立遅れた欧州が急速に原子力開発を推進しなくてはならないわけであるが、そのためには現状に比してかなり高度の技術水準と、研究開発用諸施設に膨大な設備資金が必要とされる。後者についていえば、英国を除きウラン濃縮工場照射済燃料化学処理工場をもたない欧州諸国にとっては、原子力の急速な開発のためには一國のみの経済規模ではまかないきれないほどの膨大な資金を必要とする。かくして欧州諸国が当面している原子力開発の急速な発展を達成するためには、必然的に国際間の協力を必要ならしめる。

かような欧州において原子力開発のための国際協力機関を必要ならしめる客観的条件とならんで、この場合主観的条件も強く作用している面は見逃しえない。

(17)

すなわち欧州諸国は、はしがきにおいて指摘した欧州  
経済協力機構、シューマン、フランカ国による欧州  
石炭鉄鋼共同体のほか、経済関係ではたとえば欧州支  
払同盟(E.P.U)があり、防衛関係では北大西洋軍事  
同盟(NATO)および流産に終わったとはいえ欧州軍  
(E.D.C)がある。

上記のようないくつかの国際機関が欧州において形  
成された背景には、第二次大戦の結果として、経済的  
にみても、防衛的にみても、欧州を一体として統合し  
ない限り、その主体性を維持できないという認識があ  
る。この認識の上に立って、ニュアンスの差こそあれ  
何等かの形の欧州における国際機構を樹立してきた。

とくに経済問題からみれば、1953年以降の欧州に  
おける急速な経済成長、ほとんど未曾有の高水準にあ  
る経済活動、資源、労働に対する完全準備の達成には、  
もちろん一方には欧州における戦後の経済復興過程の  
一巡と、その上に立つ新しい経済循環の出發という経  
済法則の貫徹があるものの他方においては上記のごと  
き欧州における経済協力機構の存在が、欧州内貿易の

自由化、その貿易量の増大をもたらし、経済的拡張の  
一翼を担ったためといわれる。いわば経済の面におけ  
る欧州の国際協力は、すでにその効果を実証済みであ  
ったといえる。

防衛問題に関しては幾多の矛盾をばらみながらも一  
定の成果をあげているといえよう。

欧州における国際協力についての理念と効果の上に  
立って、原子力開発のための何等かの国際機関を設立  
しようとする動きが現われたもので、前記のような客  
観的条件を前提とする限り、必然的なものといえる。

2) 欧州諸国と米国ないし英国との関係から惹起される要因。

欧州における原子力開発のための国際協力機関を設立しようとする動きは、単に1) において述べた欧州諸国内部の要因のみではなく米国ないし英国との関係において惹起される要因に触发され、影響された面を見逃さない。

すなわち、1953年12月の国連総会におけるアイゼンハワー米国大統領の演説は、国際原子力機関設立の論議を国際的に惹き起したとともに、原子力の平和利用のため原子力開発の分野での先進国である米国および英国との間に二国間原子力協力協定の締結を進展せしめた。ちなみに現在までに二国間原子力協力協定を締結している国は、米国との間に36カ国、英国との間に11カ国にのぼるが、うち欧州諸国は次の通りである。

表 A 対米原子力協力協定締結国 (欧州諸国)

国名	署名年月日	改訂年月日	動力協定(印)
英 国	1955. 6. 15	1956. 6. 14	0

(2)

ベルギー	1955. 6. 15	1956. 7. 13.	0
トルコ	1955. 7. 10	-	-
イタリア	1955. 7. 28	-	-
スペイン	1955. 7. 19	-	-
ポルトガル	1955. 7. 21	-	-
ギリシャ	1955. 8. 4	-	-
スウェーデン	1956. 1. 18	-	-
オランダ	1955. 7. 18	1956. 6. 22	0
スイス	1955. 7. 18	1956. 6. 21	0
デンマーク	1955. 7. 25	1956. 6. 27	
西ドイツ	1956. 2. 13		
アイルランド	1956. 3. 16		
フランス	1956. 6. 19		0
オーストリア	1956. 6. 8		

オノ表B 対英原子力協定締結国（欧州諸国）

国名	締結年月日	改訂年月日	動力協定(印)
オランダ	1956. 3		
ベルギー	1955. 11. 18		
デンマーク	1955. 6. 10		

(22)

西ドイツ 1956. 7. 31

このほかフランスは公用情報の交換を行っている。  
 がようにわずかノ年半程の間に二国間原子力協定  
 の締結が急速に展開されたが、さらに欧州諸国の国際協  
 力ないしは共同体化の動きは、米国および英国からみま  
 る、経済的、軍事的に、一の理念として存在しているこ  
 とは、欧州諸国内部でかかる理念が存在しているのと軌  
 を一にしている。いわば両者が相俟つて原子力開発の分  
 野をめぐりて国際協力ないし共同体化が推進されている  
 といえよう。事実ベルギーおよびオランダと米国間に締  
 結された二国間協定の条項には、米国によつて両国に供  
 給される情報が将来設立される統合的国際機関に引渡し  
 うることを認めている点に示されている。

また逆に欧州諸国の立場からみれば、原子力開発の分  
 野で国際協力機関を作り上げることによつて、欧州外の  
 国、とくに米国に対して核燃料物質、情報、その他の面  
 で依存している現状を脱却し、自主性を確保しようとする  
 動きも現われてくる。この傾向は原子力関係の工場を  
 欧州諸国が協力して建設しようという「共同企業」設立

の動きにかなりはつきり形をあらわしている。

欧州における国際核力機関ないし共同体はさきにもた  
通りいくつかの機関が設立されているが、原子力開発の  
ための国際核力機関設立の母体となったのは石炭鉄鋼共  
同体に結集されたシューマン・プラン6カ国と、これら  
諸国をも含めた欧州経済核力機構のニグループである。  
両者の案は冒頭に指摘した通り、最終規約案の起草ない  
し最終規約案の審議にまで到達している。以下両案の発  
展過程を跡づけてみよう。

## 〔II〕 ユーラトム案について

### 1) ユーラトム案の成立過程

#### ① メツシナ外相会談

欧州石炭鉄鋼共同体は、1955年6月イタリアのメツ  
シナにおいて外相会談を主催した。シューマン・プラン  
6カ国が欧州における原子力開発のための国際機関の設  
立に具体的な歩みをはじめたのは本会談以降とみられて  
いる。この場合課題となったのは最高機関人事の決定と  
ベネルツクス3国共同提案による西欧の共同市場創設お  
(26)

よび運輸ならびに動力プール問題であったが、最終コミ  
ュニケによれば、「6カ国政府は欧州統合の新しい試み  
をなすべき時期の到来を確信し、共同諸機関の展開国民  
経済の漸進的融合、共同市場の創設等によりこれが実現  
を許さるべきであるとの意見に到達した」とし、この目  
的のため「原子力の平和的利用にはオ3国との間に締結  
された特別の規定に考慮を拂いつつ、適当な権限をもつ  
共同機関の設置を検討する必要がある」とを決定した。  
なお「諸案件に関する条約または協定作成のため重ねて  
会談を主催する」「右会談を準備する専門家委員会を設  
置する」(スパーク、ベルギー外相が議長となる)こと  
が全時に決定された。

ここにいう「適当な権限をもつ共同機関」が、後にユ  
ーラトムと呼ばれることになる原子力共同体にはかなら  
ないが、最終コミュニケにみられる通り、多くの関連事  
項と絡み合つて現われてきており、とくに「関税および  
輸出入の数量的制限のない欧州共同市場の漸進的実現」  
と平行して現われたことは後に向題となる。なおここで  
設置された専門家委員会は通常「ブロッセル委員会」と

呼ばれるがユーラトムについて比較的技術上の問題を調査研究した。

⑥ ブリッセル小委員会報告

ブリッセル委員会小委員会(専門委員会)は、1955年11月、最初の報告書をシューマン・プラン6カ国政府に提出したが、この報告書は非公開のものであるため内容は明らかでない。新聞報道その他によれば本報告書は委員会の性格から技術的な面が重視され、政治問題になる側面には触れていない。すなわち報告書の内容は、ユーラトムの機能について、まず核分裂性原料物質の購入および配給は「ヨーロッパ機関」に委託され、全機関は民間企業が平等に入手できるように保証する。核生成物は西欧に単一市場を設置する。すなわちプール加盟国間では関税その他の障壁なしに自由交換をおこなう。情報および技術者の交換についても全株に自由におこなう。さらに予算について、プールは来るべき5年間に設備に180 百万ドルないし 220 百万ドル、その維持に70~80 百万ドルを計上すべきである。と提案している。なお報告書はユーラトムの行政的特徴として、この機関

(26)

は実質的な広い権限をもって迅速な行動をとることのできるある種の「理事会」の下にあるべきであると主張しているが、連邦型の共同体を創設すべきであるという形での勧告はおこなわれなかった。

⑦ 欧州連邦実行委員会

ユーラトムに共同体の色彩を強く折込させるにいたつたのは、欧州石炭鉄鋼共同体の発案者であるジャン・モネの主筆する「欧州連邦実行委員会」であるといわれる。すなわち全委員会は1956年1月パリにおいて会談を開催し、さきのブリッセル委員会小委員会の報告書に基づき、ユーラトム問題を討議した。この委員会は公式な国際機関ではないが、モネのもとにシューマン・プラン6カ国の労働組合、社会党、キリスト教民主党、自由党の代表が参集しているので、欧州における世論形成には大きな役割をもっている。委員会はパリ会談でまず満場一致でユーラトムは地理的条件に左右されることなく、超国家的性格を有することを確認した。なおユーラトムによる原子力の開発は平和的目的にのみ限定されるべきか、軍事的目的をも含めるべきか、の問題は、各国社会党が

平和的目的に限るべきだ」とするのに対して、キリスト教  
民主党グループは軍事的利用を認めよとして混乱が  
あつたが、一応「ユーラトムは原子力を専ら平和的目的  
にのみ開発しなければならない」と決議された。とある  
が欧州連邦実行委員会パリ会談は、ユーラトムにはつき  
り超国家性を算入した。

#### ④ ブラッセル外相会談

翌2月、シューマン、プランカ国は、ブラッセルに  
おいて共同市場および原子力機関に関する外相会談を  
開催した。会談は共同市場、欧州原子力機関につき昨年6  
月のメツシナ会談によって設置された委員会議長スパー  
ク、ベルギー外相の報告を聴取し、これについて討議し  
た。この場合原子力機関について問題となつたのは次の  
3点である。

(1) 本機関を原子力の平和的利用のみに限定すべき、  
それと軍事的利用の権限を留保しておくべきか、の  
問題、これについては軍事的利用を留保すべしとい  
うのが一般的空気であつた。

(2) 原子力原料を売却するものとするか、貸与するも

(28)

のとするか、の問題、これについては結論をえなかつた。

(3) 同じく原子力問題を扱っているO.E.E.C.に対し  
ていかなる態度をとるべきか、の問題、これについては  
ユーラトムは何等排他的ブロックを形成するものではな  
い旨の共同声明をO.E.E.C.に伝達する。

また原子力機関の機構は、共同市場のそれと全じくの  
関係会談 ② 共同体の最高機関に相当する機関、③ 議会  
④ 裁判所を含むものとなること、かような原子力機関の機  
構からみれば、全機関が超国家的性格をもつものであるこ  
とは明らかであるが、シューマン、プランカ国のユー  
ラトムに対する態度は必ずしも一律ではない。すなわ  
ちフランスはユーラトムの早期実現を熱望しつつも共同  
市場については慎重な態度をとつている。ベルギー、イ  
タリアは欧州の共同体化を歓迎し、ユーラトム、共同市  
場の同時実現をめぐしている。これに対して西ドイツは  
両者の成立に原則的には賛成しつつも、産業自由の原則  
を確保し、又発展途上にある自国の原子力産業育成の見  
地からこれが実現を慎重に検討しようとしている。

かようなユーラトムに対する各国の態度の相違は、各

(29)

国の原子力開発の段階的な相違に根ざすもので、たとえばフランスの早期実現を目指す態度と西ドイツの慎重な態度の相違は、フランスが現在の優位を確保しつつ西ドイツを押えようとするのに対して、これから出発しようとする西ドイツはなるべく自由な立場を確保しようとしているためである。この間の事情を新聞情報は次のように伝えている。「フランスは原子力産業に対する厳格な管理制度を設けることにより、ドイツ原子力の発展を監視することを欲しており、反対に西ドイツは強力な独占的採掘の出現をさらい、原子力原料の購入、原子力研究等に関しては、できるだけ自国の自主性を確保したいと望んでいる。」なおベルギーは、全国がミューマン、プランクカ国中では唯一のウラン鉱生産国であるため、その生産額の全部ないし余剰分をユーラトムに譲渡する義務を負うものとなるかどうか、また現在米、英両国に対して負っているウラン引渡義務との関係がどうなるかが重要な関心事となっているが、このことはベルギー国内におけるユーラトム反対の重要な根拠となる。

㊦ 欧州石炭鉄鋼共同体臨時共同総会

(30)

次いで3月、欧州石炭鉄鋼共同体は「臨時共同総会」を開いた。総会は共同体加盟国議会から選出された76名の議員からなり、共同体の一般政策を討議し、共同体最高採掘の活動を政治的に監督する採掘であるが、この総会においてユーラトム問題は共同市場創設案とともに取上げられた。総会においてユーラトムの創設に関しては、社会党グループが原子力は平和的目的にのみ利用し、また私的所有は放棄されるべきであると主張するのに対しキリスト教民主党グループは単一的利用を認め、共同採掘の管理に委ねるべきであるとし、また公的独占を排し民間企業のイニシアチブを尊重すべきであると強調した。自由党グループはキリスト教民主党に同調、結局結論に達せず、決議も採択されなかった。

㊧ ブロッセル委員会最終報告と政府首席代表会談

翌4月10日、メッシーナ会談において設置されたブロッセル委員会が最終報告書を各国首席代表に提出した。この報告書は従来の論争点を調整し、①ユーラトムに加盟国において産出されるウラン鉱石の先買権を付与する、②ユーラトムが核分裂物質を利用者に提供する場合には

(31)

売却または貸与という従来の契約方式以外の特殊契約  
(*Sui Generis*) を適用する。(すなわち利用者は購入  
または借用のいずれをも選ぶことができ、購入の場合  
は借用の場合よりも多くの代価を支拂えばよいことにな  
る) ③原子力の利用目的については、核分裂物質の利用  
は最初の 5 年間は平和的目的にのみ限定、その後におい  
て関係 6 カ国は世界における軍縮の進捗状況を検討し、  
原子力の利用方法につき再検討する。原子力兵器の製造  
についてはこれを最終的に禁止しないが、将来加盟国に  
おいて製造する場合は、他の加盟国多数の同意を必要と  
する。の 3 点に集約した。

### ⑧ ユーラトム案要旨

この最終報告書は全月 18 へ 20 日のブラスセル委員  
会政府首席代表会談にかけられ、技術的修正を受けた後、  
全委員会の各国外相あて最終報告書として採択された。  
しかしこの代表会談での修正は、原子力の軍事的利用に  
関する事項を放棄した点で注目すべきである。4 月 27  
日ベルギー外務省から発表された本最終報告書のユーラ  
トムに関する要旨は次の通りである。

(32)

### ① ユーラトム設立の理由と目的

ユーラトムは「生産と平和的努力の開発と更新のため」  
原子動力の急速、柔軟な秩序ある長期の開発の手段とし  
て求められる。

### ② 他の機関との関係

ユーラトムは同様の目的をもつ他の国際機関に全く干渉  
しない。

(33)

③ エーラトム委員会

委員会は、米国における原子力委員会と類似の機能をもつ超国家機関として、その委員会委員は、加盟国政府により任命されるが、共通の委任事項内で自己の権限を行使し、自国の利益の代弁者として行動できない。

④ 研究

研究分野の主要業務は加盟国の研究活動を調整して、無駄な努力と重複を避けること、訓練用研究センターを設置すること。用語と核計測標準を規格化することである。

⑤ 特許

委員会は原子プロセスと発明の特許プールとなり、没収に対し保護を与えるが、許可取極によって広大な利用を奨励する。

⑥ 安全保障

エーラトムはあらゆる核分裂性物質の物理的ならびに行政的管理を行うしくみを維持する。

⑦ 投資

投資は引続き公私の企業の責任とする。

⑧ 共同施設

欧州の原子力開発にとって共同設備が根本的に重要である。

⑨ 原鉱および核燃料供給

委員会は共同体のあらゆる未決の原鉱および核燃料に対し先買権をもつ。

⑩ 割当および安全保障管理

私企業および公共または国立機関によるあらゆる資源の入手が強調される。

⑪ ユーラトム共同市場

特殊な投資機関と核科学者の自由な交流とに結びついた核物質と設備の大きな単一市場が、欧州の原子力開発のために必要である。

⑫ 財政

ユーラトムと委員会の財政は加盟国の分担金によってまかなわれる。

⑬ 二国間協定

ユーラトムの加盟国で、オ三国と二国間協定を結んでいる国(たとえばベルギーと米國のごとき)は、資料、

情報および援助を委員会を通じてあらゆるユーラトム加盟国が入手できるようにオ三国と話合を行う。

以上のごとくユーラトム案は、ユーラトム委員会の下に、欧州における核分裂性物質の独占機関となり、また一の投資機関として核科学者の自由な交流と結びついた核物質と設備の共同市場化をめざすものである。

⑭ ヴェニス外相会議

上記のブラッセル委員会政府主席代表会議において採択された最終案は、5月29、30日にヴェニスで開催されたシューマン・プラン6カ国外相会議に提出されたが、フランスのピノー外相が共同市場とユーラトムのための条約起草は平行して行うも、前者についてはなおいくたの検討すべき問題が残っているから、両者の条約起草の時期は必然的に時間的差異がともなう旨を指摘、さらに条約起草会議には、O.E.C.諸国の参加を求めることを提案した。結局この会議では、共同市場創設の条約およびユーラトム設立の条約の起草会議を6月にブラッセルにおいて開催すること、およびO.E.C.諸国中本計画に協力する国に参加を勧誘することを決定し、関係国の理解

表明は将来に延期された。

④ ユーラトム創設条約案起草会議と政府首席代表会議

さてヴェニス外相会議によって決定された欧州共同市場、ユーラトム創設条約起草会議は、6月26日以後ブラッセルにおいて開催された。本起草会議で起草された条約案が冒頭に述べた通り9月3日から開催された政府間委員会（ブラッセル委員会政府首席代表会議）にかけられたものであるが、ユーラトム案についてはフランス、西ドイツが超国家的性格を有する機関設置に必ずしも全面的に同意していないのみならず、原子力の軍事的利用問題についても未解決な点があるので、結論がでるまでに会議は難航を予想されている。以下ユーラトム案に対する各国の意見をみよう。

2) ユーラトム案に対する各国の態度

ユーラトム案の骨子は、以上に述べた通り、シューマン・プラン6カ国が欧州石炭鉄鋼共同体と全様に、欧州における原子力開発のため、核分裂性物質（原鉱を含む）、施設、科学者、情報ならびに特許等を共同体化し、これを超国家機関のもとに統轄しようとするものである。こ

の案はすでに成立している石炭鉄鋼共同体の経験から多くの教訓を学んで作成されたものであるが、原子力と石炭ないし鉄鋼とはその性格において企一ではない。すなわち石炭、鉄鋼の場合それぞれ単業種として、共同体の中に含まれる産業は当該産業のみに限られるが、原子力の場合にはその関連するところが多く、見方によってはほとんどすべての重要産業が含まれることになる。また石炭、鉄鋼の場合既成産業として、その共同体化による影響も或る程度予測しえたが、原子力の場合現在開発の途上であり、共同体化の影響が予測できない。しかも各国の開発状況はかなりの発展段階の差違をもっているので、利害関係の調整は複雑なものとなっている。これら経済的な諸問題に加えて、原子力開発がその軍事的利用の面と隣接しており原子兵器の有無が一流国とその他を介する指標とさえなっている現在、ユーラトム案が一応打出している平和的利用に限定するという案を認めてこれに加入する場合、みずからかかる軍事上の地位を放棄することとなり、当然国家主権の主要な構成部分をなす国防問題として国内の反対世論が予想される。かように

ユーラトム案は、経済的にも軍事的にも多くの問題点を  
含んでいるので、以下各国のユーラトム案に対する考え  
を別に各国内の各層の考えを収めてみよう。

#### ④ フランス

欧州における原子力開発のためシューマン・プラン  
6ヶ国の間で、施設、資金、科学者、情報および特許を  
プールし、一団の原子力共同体=ユーラトムを作ろうと  
する案は、1955年6月のメッシナにおける6ヶ国外相会  
議に提出されたものであるが、その直接の提案者はベネ  
ルックス3国による共同提案の形をとったとはいえ、最  
も熱心なプロモーターはフランスであるといわれている。  
すなわち「フランスは原子力産業に対する厳格な管理制  
度を設けることによって、ドイツ原子力の発展を監視す  
ることを欲し」、共同市場設立に関しては消極的な態度  
をとりながらも、ユーラトムに関しては非常に積極的な  
態度を示した。かかるフランスのユーラトムに対する熱  
意はフランス自身の原子力産業の特徴に根ざし、それに  
規定されたものである。

フランスにおける原子力開発は、1945年10月、第2

次大戦終了直後原子力方を設置し、折柄の米国ならびに  
英国の原子力開発に関する機密政策=独占によって、全  
く独力で推進されおぼならなかった。このため全国の原  
子力開発は米、英両国に比してかなり公開的であくまで  
自主的な体制を貫めこうとしている。かかる自主的な政  
策は、米国ならびに英国が国際協力の線を出したのち、  
これら両国との間に締結した二国間原子力協定において  
も貫めかれ、交換される情報は公衆情報にのみ限定し、  
秘密情報の交換によって自国の原子力開発の自主性が害  
されないよう慎重に考慮している。

しかるにかような自主的な独力によるフランスの原子  
力開発によって現在までに築き上げてきた大陸での最先  
進国としての位置も、米国をいし英国との間に他国が二  
国間原子力協定を締結し、急速に進出しつつあることによ  
って脅かされるにいたった。ここで問題となるのは原子  
力の分野のみでなく、経済、軍事、その他の面でことごと  
くに競争関係にある西ドイツが1955年10月原子力省の  
設置以来、米国ならびに英国との間に二国間原子力協定  
を締結し、数基の原子炉をこれら両国から輸入すること

を決定急速に原子力開発の体制を固めてきたことは全国がフランスには得られない機密情報入手しうる立場にある以上、一層フランスにとって脅威的存在となっている。ここにおいてフランス、少くとも現在の大陸における原子力開発の分野での優位性を保持しつつ、欧州とくに西ドイツの原子力産業に一定の枠をはめんとした魂膽からもユーラトム案を積極的に支持するのは当然であろう。ただし問題は当初平和的利用を強く打出していたフランスの原子力開発が、最近、とくにジョリオ、キューリーの原子力委員長罷免以来、軍事的な利用の面が重視されるにいたっており、この裏がユーラトムの原子力利用を平和目的に限定しようとする線と抵触してくる。

したがってフランス国内におけるユーラトム支持層は、現在までの原子力開発方式に利益を見出している工業家層 — これは或る程度フランス工業界の主流とみられる — ならびに中道的な社会主義政党およびG.T. (総同盟 = 共産党系) 系でない労組組合によって主として構成されている。ただ中道的な社会主義政党および労組組合のユーラトムに対する支持は、さきに見た欧州石炭鉄鋼

共同体の臨時共同総会において表明された社会党グループの原子力は平和目的にのみ利用し、また私的所有は放棄され、共同体化されるべきであるという線によるものである。

これに対してフランスにおけるユーラトム反対層は、まず欧州におけるあらゆる共同体化ないし国際協力機構に反対している共産党および急進的な社会主義政党を先頭にして、あくまで自主的な開発をめざしている科学者ならびに技術者の階層がある。さらにこれに軍事的な原子力の利用をめざしてフランスの強国化をはかる軍部ならびに右翼政党が奇妙な形で連合している。

これらフランス国内におけるユーラトムをめぐる支持層と反対層との勢力配置は必ずしも明確ではないが、さる7月ユーラトム案に対するフランスの態度が審議された国民議会で或る程度明らかにされた。すなわち主としてユーラトムになる原子力利用の目的に関して左派陣営の圧力によって今後5年間はフランスは原子兵器を爆発させない旨の決議がなされたが、全時にユーラトム案のごとき「超国家機構を悪魔の仕業」とみるゴ-

リスト(旧ド、ゴール派等の右翼)および軍部の圧力によって、ブラッセルにおいてユーラトム創設条約審議中の政府間委員会フランス代表はユーラトムの過渡期に当る設立後5年を経過した場合にはフランスは原子兵器を製造する権利をもつべきこと、なおその権利はユーラトムの他の加盟国の賛成を受ける必要のないことを主張した。かように軍事的利用を重視する右翼、軍部、さらに欧州の共同体化に反対する共産党を先頭とする左翼の反対によって、ユーラトム案を支持するフランス内閣に政治危機をもたらすにいたった。しかしこの政治危機は、当時積極的におこなわれていたアルジェリア問題解決の努力が政治的空白によって阻害されないようユーラトム反対派(主として右翼反対派)は一時的に妥協し、7月11日賛成343票、反対183票でユーラトムに対する政府の政策を支持したため回避された。ただしこの妥協によって国民議会がフランス政府のユーラトムに対する政策を支持したことは、ロンドン・タイムズの論評しているように、ユーラトム条約が調印された場合に国民議会がこれを批准することを保証するものではない。

いずれにしろユーラトムに対する世論の調整は今後とも困難であろうが、さきにも述べた通りフランスがユーラトムを国際的には積極的に支持してきており、その基礎にはフランス産業界が目国の原子力産業の優位を確保するため欧州における原子力開発の共同体化を有利と認めている事情がある限り、今後ともユーラトム案を積極的に推進するであろう。事実ブラッセルにおいて現在開催されている条約草案を審議中の政府間委員会で、フランス代表は審議を急速に促進しようとしており国際的、国内的政治情勢が政府に有利な間に一挙に調印、批准にまで持ち込もうとしている。

② 西ドイツ

以上のようなフランスの事情に対して、西ドイツのユーラトムに対する態度は、さきにも指適した通り原則的には賛意を表明しつつも、産業自由の原則から強力な独占的権限の出現を好まず、できるだけ自国の原子力開発の自主性を確保し、慎重に検討しようとしている。かつて欧州石炭鉄鋼共同体の設立に際しては、オマ次大戦の荒廃を復興するためとザールを切り離されて燃料資源を確保するためルールの工業家が積極的にこれを支持したのに対して、ユーラトムの場合そのイニシアチヴはフランスに移っている観が強い。西ドイツにおけるユーラトム支持者は政府部内でもアデナウアー首相とブレンターノ外相が積極的であるといわれているほかは、たとえばかつてユーラトム支持を表面したシュトラウス原子力相が工業界の反感を受けて慎重派に転向したほか、エアハルト経済相も消極的であるといわれている。

西ドイツ工業界はユーラトムによる原子力開発の共同体化に当初から反対しており、共同体化をフランスによるドイツ原子力産業の統制、さらに西ドイツ政府による統制と

(47)

して受取っている。西ドイツ工業界は、たとえばカールスルーエに建設する西ドイツ最初の原子炉の資金調達のため、クルツァ、ジーメンス、旧イー、ゲー、ファルベン等の大企業が民間資金をプールして原子炉金融会社を設立する等の動きにみられる通り、原子力開発を民間企業の手で推進しようとしており、しかも占領政策による原子力研究の禁止によって立遅れた状態を急速に脱却しようとしている。かかる工業界のユーラトムに対する見解を代表するものとして興味深いのは、西ドイツ工業家連盟副会長、同連盟原子力委員長、連邦原子力委員、米独貿易促進協会会長の肩書をもつアレクサンドル・ウイエルム・メンネの意見である。すなわち彼の意見によれば、米独原子力協定締結後は、西ドイツはユーラトムの圏外に立ち、米國ならびに英國という世界で最も進んだ國との二國間原子力協定を推進することが西ドイツの原子力の急速な開発を促進する上に有利であるとし、米独貿易促進協会会長としてユーラトムを支持する米國の政策を転換するよう望んでいる。

かよシなメンネの意見に代表される西ドイツ工業界の

意見は、西ドイツの原子力開発を急速に推進してフランスないし英國、さらには米國にまで追いつこうとする政策と、しかもそれを民間企業のイニシアチヴにおいてなしとげようとする政策に根ざしているとともに、二國間協定の締結のみによって充分原子力の急速な開発が行いうる自信をもたせるだけの高度の技術水準を西ドイツがすでに達成していることにも根ざしているとみられる。すなわちあえていくたの統制が附随しているユーラトムのごとき国際機関にかわらなくても、或る程度米、英西國の情報をえるならば、あとは自力で原子力開発を行いうる見通しをもっているためといえよう。

これに対して西ドイツの労働組合は、国内では国有化、国際的には国際化ないし共同体化という労働組合のローガンからユーラトムを支持している。すなわち労働組合は、原子力産業が個人ないし資本家の利益によって独占されるのを極度に警戒し、公共の統制を強く主張している。またドイツ社会民主党もこれと全じような考えからユーラトムに賛意を表明、1956年1月に開かれた欧州連邦実行委員会にジヤン・モネから超国家的性格を

盛込むという言葉をとった上で参加している。なおこれら労働組合、社会民主党のユーラトム支持には、原子力開発の共同体化という経済的動機のほか、原子力爆弾禁止、原子力の軍事的利用の反対というスローガンが折込まれており、フランスのさきに似たような態度によってユーラトムに原子力の軍事的利用が盛込まれるようになれば、完全な方向転換を行うものとみられる。

③ その他 シューマン・プラン諸国

またイタリア、オランダ、ルクセンブルグについては、ユーラトムに関しさして問題はないように思われ、いわば白紙の状態に原子力の共同体化を支持しているとみられる。もちろん国内には共産党ないし科学者、技術者の反対があることは予想されるが、公式にはユーラトムを支持している。

問題はユーラトム諸国のうち唯一のウラン鉱生産国であるベルギーの態度である。ベルギーは現在まで、他のベネルックス諸国およびイタリアとともに、ユーラトムを共同市場の問題と平行して推進することを支持してきたが、領土も狭く国内市場も限られたベルギーにとって

原子力のみならず、欧州の共同体化ないし共同市場化は切実な要求となっている。「関税および輸出入の数量的制限のない欧州共同市場」の実現こそ、ベルギーの国民経済の発展にとって不可欠のものである。原子力の共同体化＝ユーラトム案はいわばその一環として意味をもつ。この点はフランスの考え方とは大いにことなり、また西ドイツともことなっている。しかもベルギーはユーラトム諸国中唯一のウラン鉱生産国であり、早くからユーラトムが設立された場合、その生産量ないし余剰分の帰属、さらに現在米、英両国に対して負っているウラン鉱の引渡義務との関係が問題にされていたが、むしろウラン鉱生産国であることによって、米、英両国との二国間協定によって最近の情報を入手することができるという利点をユーラトムのために放棄する必要はないという論調もみられる。この考えがベルギー国内におけるユーラトム反対の基礎にあるわけであるが、欧州の共同市場化がベルギーの経済発展にとって不可欠のものである限り、ベルギーはこのウラン生産国としての利益をユーラトムに寄贈する代償として、他の諸国が共同市場の問題を積極

的に取上げるよう説得するという現実的な線に当たっている。

② 米國および英國

さらにユーラトム案に対する米國および英國の態度をみると、まず米國の態度はかなり支持の線が強いのに対して、英國の態度は消極的ないし反対で、むしろ次に向題とする O.E.E.C. の案を支持している。

米國のユーラトム案に対する支持は、一般的背景において指摘したように、二國間協定によって米國が提供した機密情報、核分裂性物質等が、相手國において軍事的利用に転用されないため、およびソ連圏に流出しないため、主として安全保障の観点から協定に規定された統制以上に何等かの国際機関を要求するという政策から生れたものである。この場合機密情報、核分裂性物質等をプールし、しかもそれを超国家的機関が管理するというユーラトム案が、次に述べる単なる国際協力機構である O.E.E.C. 案よりも望ましいことは当然であろう。しかし米國は、当初公式にはユーラトム案に対する米國の支持を表明しなかった。これは米國が積極的に支持した欧州

軍條約が欧州諸國の反感を招き、結局流産に終わった教訓から引出されたものであるが、非公式には早くから支持していた模様で、たとえば 1955 年 11 月にスイス紙は「米國は双務協定を個々に結ぶより、欧州原子力機関(ユーラトム)と協力し、欧州經濟連合を強化することを望んでいる」と報じている。米國のユーラトム支持は 1956 年 2 月訪米中のルネ・メイエル欧州石炭鉄鋼共同体最高機関議長に対してはじめて公式に表明された。いわば欧州での動きに順応して米國のユーラトムに対する支持が行われたとみるべきであろう。なおベルギーおよびオランダとの二國間原子力協定において、米國が、全國が協定相手國に提供する情報が将来設立される統合的国際機関に引渡されることを認めていることはさきに指摘した通りである。

ソ連

1956 年 7 月、ユーラトム創設条約起草会議が開催されている最中、ソ連政府は 13 日、ソ連および米國を含む原子力平和利用全欧州機構の設立を提唱した。これは米、英、フランスはじめ欧州諸國の大使館へ回付された覚書

で行われたものであるが、その要旨は次の通りである。

「西ドイツのユーラトムへの参加は、ドイツの分割状態を深刻化し、西ドイツに課されていた兵器の生産制限を除去し、平和への重大な脅威をもたらした。ソ連政府は他の諸国政府がこの提案に十分な考慮を払うよう希望する。ソ連政府は原子力の分解ですべての欧州の国家が協力することは、原子兵器の禁止と原子兵器の通常軍備からの除去に関する協定を締結することに寄与し、すべての核物質を平和的な目的、科学と技術の進歩、人類の福祉、だけに用いることを保証する。

全欧州機構は必ずしも二国間の原子力協定を排除するものではない。それどころか二国間の協定は平等の原則にもとづき、かつ国家の主権ならびに独立と相容れない政治的、経済的、ないし軍事的ヒモがっていない限り、全体的な協力関係に寄与する。ソ連政府はいまこそ欧州諸国の会議を召集して、原子力平和利用のための地域的機構をつくる問題を討議する好機だと考える。この機構は、この趣旨に賛同するすべての欧州諸国が参加し政府対政府の基礎にもとづいてつくられよう。米国もま

たこの機構に参加することになる。

会議は新機構と既存の原子力平和利用機構との関係を検討する。また会議は原料の使用調整、科学的情報の交換、科学者の訓練および原子力工業の発達していない国にたいする援助などについても検討する」

このソ連の提案は、時期といい、内容といい、ユーラトム諸国、さらに広く西欧諸国に多くの向題を投げかけた。この影響するところは北大西洋条約機構、国連軍縮委員会、原水爆禁止問題、ドイツ統一問題におよび、これはユーラトムの設立によって西欧の軍事結集、経済結集がさらに一歩前進することを阻止しようとするものと西欧側には受取られた。ソ連はかつてドイツの再軍備を阻止するために全欧州安全保障会議をもち出したが、今回はユーラトムが北大西洋条約機構の道具だと非難し、とくにユーラトムに批判的な西ドイツに対して、ドイツ統一問題と絡めて働きかけている。これにはドイツのウラン資源が東ドイツにあり、統一によってこれを西ドイツの工業力と結びつけようとしている西ドイツの考えにアツピールしようとしたものとみられる。

しかしながら現在までのところこのソ連提案に対する  
西欧側ないしユーラトム諸国の反響はない。従来の経緯  
からみて、既定方針通り西欧側のみの国際協力体制を作  
り上げるものとみられる。これに対してソ連はソ連圏の  
みで原子力協力機構を組織している。

以上ユーラトムに対する各国の態度および各国内の情  
態について、各国原子力開発に対する考え方を明らかに  
するため、むしろユーラトム反対派に重点をおいて観察  
してきたが一般的背景の項でみた通り、欧州における原  
子力開発のために国際協力機構を設立する必要性は、ユ  
ーラトムの超国家機関による共同体化に進むか、O.E.  
E.C.案のごとく協力機関として進むか、のニュアンスの  
差はあるものの、当然現実性をもつものとなる。

### 〔Ⅲ〕 O. E. E. C. 案について

前項においてシューマン・フラン6カ国によるユーラ  
トム案とこれに対する各国の態度をみたが、これら6カ  
国をも含めて欧州17カ国からなる欧州経済協力機構(O.  
E. E. C.)は、ユーラトム案に対して独自の欧州におけ  
る原子力開発のための国際協力計画案を作成し或る場合  
には前者に対抗している。

O. E. E. C.は本来マーシャル・フランによる援助を受入  
れて欧州の経済復興を遂行するため、参加国の経済協力  
を確保する機構として1948年4月に設置されたもので、  
その参加国は前記のようにマーシャル・フランによる援  
助を受入れた17カ国からなり、地理的にも広範囲にわ  
たっている。また参加各国の経済発展の状態も、シュー  
マン・フラン6カ国と著しくことなり、高度に工業化さ  
れた国と未開発国とが一括されている。かような参加国  
の地理的・経済的条件によつて、O. E. E. C.の政策は漸進  
的、現実的な途を歩まざるをえない。このO. E. E. C.の  
漸進的、現実的な態度は原子力開発のための国際協力計

画設定案の際にも費ぬかれ、シューマン・フラン6カ国のユーラトム案とはきわだつた対照をなしている。以下O.E.E.C.案の成立過程とその内容をみよう。

1) O.E.E.C.案の成立過程とその内容

まずO.E.E.C.が欧州における原子力開発のための国際協力計画を設定し、各国間の協力関係を樹立しようとする問題を取上げる直接の動機となつたのは、1953年12月O.E.E.C.事務総長が閣僚会談に提出した欧州におけるエネルギー・コストの上昇傾向とその参加諸国の経済開発におよぼす危険性を指摘した覚書にあるとみられる。すなわちこの覚書によりO.E.E.C.はフランス国有鉄道支配人会談長ルイ・アルマンに委嘱してエネルギー問題の解決策の調査研究を開始した。

アルマンは1955年6月、原子力平和利用に關し解決策を答申、理事会は次のように決定した。

「経済発展の新要因として原子力利用から最大限の利益を引き出すために最も適した手段によつて相互に協力することは参加国の意向であることにかんがみ、理事会は協力枠構内にかかる経済的、金融的協力の可能性を調

査することに一致した」

ここにO.E.E.C.内に原子力開発のための金融的、経済的協力の可能性が探求されることになつた。このためオランダ、ベルギーおよびフランスのそれぞれ専門家からなる調査団(Working Party)が設置され、1955年7月から11月にかけてO.E.E.C.参加17カ国中12カ国を訪問して国際協力の可能性を調査した。この専門家調査団の報告書は1956年1月理事会に提出された。この報告書は「原子力分野における活動の可能性」Possibilities of Action in the Field of Nuclear Energyとして公表されている。

これは7章および附録からなり、まずエネルギー事情からみた原子力需要の動向をみたため、原子力生産について技術的問題をとりあげ、核燃料、原料物質、原子炉設計について概説、次いで欧州の原子力開発の現状をふりかえっているが、ここで一般的背景ですべて引用した原子力開発の分野での欧州の立遅れを米国と対比している。かような現状認識の上に立つて、報告書は続く3章で専門家調査団のO.E.E.C.の原子力分野での協力計画の

形態を提案している。

まず協力機構の組織としては、次図の通り理事会の下に原子力運営委員会 (Steering Committee for Nuclear Energy)、技術委員会 (Horizontal and Vertical Technical Committee) および管理局 (Control Bureau) を設置することを提案し、運営委員会は次にみる原子力協力の各種活動を統括、技術委員会は理事会および運営委員会の技術上の諮問委員会である。なお管理局は核分裂性物質の安全保障に関する統制を行うもので、その目的とするところは、次にのべる共同企業によって生産された核分裂性物質が軍事目的に転用されないようにするために、O.E.E.C.の原子力協力計画が平和目的に限定されるという報告書の主旨と対応している。

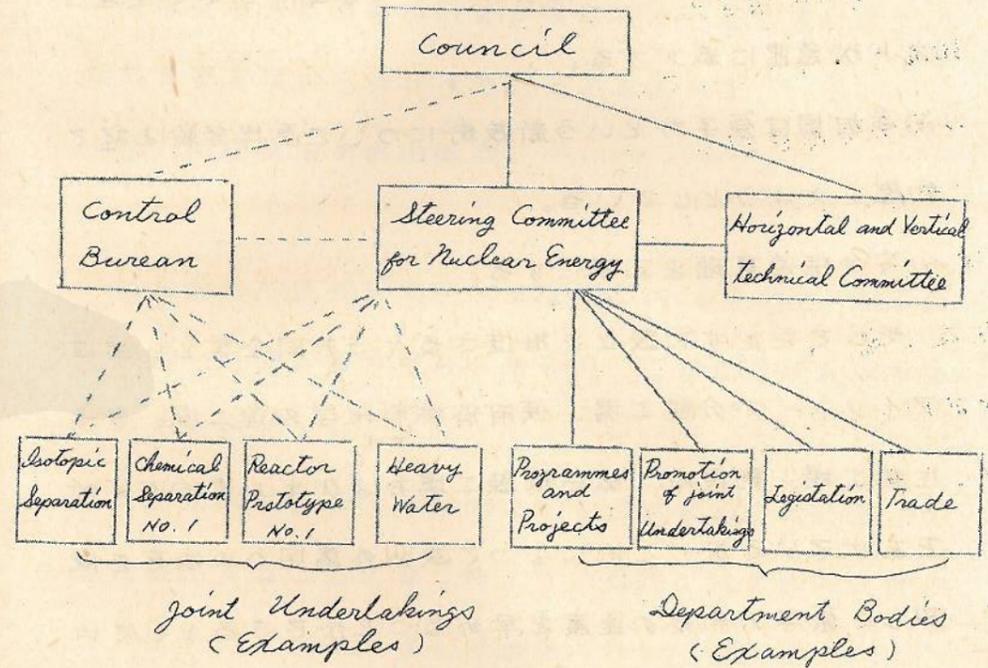
次に原子力分野で欧州の工業力を有効に利用するための協力計画として次の6項目をあげている。

② 各国原子力計画の校合

各国政府および企業の発案や行動決定の自由を阻害することなく、あらゆる措置を講じて無益な二重投資を避

(60)

Chart Showing Liaison of Nuclear Institution



け、O.E.E.C.内の総合的發展をはかる。

④ 共同企業 (joint underlakings) の推進

共同企業設立の理由は次の通りである。

い) 或る種の企業を設立することは個々の国の投資、労力、技術水準ないし各種の資源の範囲を超えている。

(61)

ii) 或る種の企業は本来危険性の多いもので、一国では独力で金融的危険を負担しえないが、なおその一端を負担しようとしている。

iii) 或る種の企業はその規模が大きくなるにつれて生産コストが急速に減少する。

iv) 参加国は原子力という新技術について直接経験を経て知識をえようとしている。

v) 安全保障管理を容易にする。

そしてただちに設立を推進さるべき共同企業としては、アイソトープ分離工場、使用済燃料化学処理工場、重水生産工場、発電所、铀石精錬工場および半工業的研究所をあげているが、これによつて欧州外諸国への依存を脱却して原子力開発の速度を早めることができるとしている。

#### ㉔ 原子力立法の調整

参加国の原子力立法の調整を通じて協力計画の達成をはかる。とくに公共保健、保険、特許許可に関する問題が重要である。

#### ㉕ 教育の促進

(62)

必要とあれば、原子核教育欧州センターというべきものの設置を考慮する。

#### ㉖ 規格化の推進

規格化できる器械のリストを作成し、各国政府はこの規格尊重を国内で奨励する方法を考案する。

#### ㉗ 国際交流の自由体制

以上が専門家調査団が 1956年1月 O.E.E.C. 理事会に提出した報告書の要旨であるが、これを受けた理事会は2月末から3月にかけてパリにおいて O.E.E.C. 代表者会議を開催し、原子力利用に関する欧州の協力計画の促進を審議することとなった。この会議には米国およびカナダがオブザーバーとして出席した。

さてユーラトム案に関しては O.E.E.C. としても充分考慮を拂っており、さきの報告書の中でも専門家調査団はブラッセル委員会にオブザーバーを派遣して技術的問題を討議しており、両者の協力関係を将来どのようにもつて行くかについての協力は政治問題として引き続き行われていることを指摘しているが、はからずも O.E.E.C. 代表

(63)

者会託においてこの問題が表面化した。すなわちシューマン・フランス六カ国のブラッセル委員会委員長スパーク、ベルギー外相は、代表者会託の席上六カ国を代表して、六カ国はO.E.E.C.による協力態勢に一応の賛意を表すものであるが、六カ国自身はこの程度の協力で満足するものではなく、より広範な協力枠構をより早い速度で作らねばならないと述べ、さらに個人的立場において、O.E.E.C.の構想は欧州の一体性よりも各国のエゴイズムに重みをおいているもので不十分なものであると攻撃を加えた。

これに対して英国その他の代表者は、O.E.E.C.の構想とユーラトム構想は決して矛盾せず、併存できるものであり、その間相互に緊密な協力が望ましいと意見を述べた。結局この問題の結論として「ユーラトム構想は欧州17カ国全体のより広い協力態勢の中に適当な地歩を占めて、その間緊密な連絡調整が行われるべきである」との立場がとられることとなった。しかしこの問題は表面上は一応円満に落ち着いたが、極めて形式的に止まり、一時的な糊塗策にすぎないとみられている。

ユーラトム案との関係はともあれ、パリのO.E.E.C.代表者会託は、さらに原子力平和利用に関する欧州諸国の協力計画を促進するため特別委員会を設置し、3カ月以内右委員会に報告を提出させることに決定した。これにもとづきO.E.E.C.関係会託は特別委員会を設置し、次の5項目につき3カ月以内に具体案を作成させることに決定した。

② 平和利用保証のための管理枠構

③ 共同企業形態

④ 核エネルギー燃料および器材の移動交換のための措置

⑤ 核エネルギー理事会の枠構、機能

⑥ 同理事会とユーラトム枠構の活動調整方策

特別委員会委員はO.E.E.C.参加国代表および米国、カナダを準参加国代表に加えている。そのメンバーは次の通りである。

特別委員会委員

(1) 参加国代表

ドイツ、カール・ウエルフマイスター大使(欧州経済協

カ牀構ドイツ常駐使節団長) ヨアヒム・フレッチュ博士(原子力省)。

オーストリア リヒアルト・ポラツエク(連邦事務局原子力問題担当)。

ベルギー ロベール・ロートシルド(外務省官房長) M. J. ファン・デン・ミューレン(経済省事務総長)。

デンマーク ハンス・ヘンリク・ユッホ(社会省常任書記、原子力委員会事務総長)、ビョルン・オルセン(財務省経済局次長)

フランス ピエール・ギョマ(原子力庁管理長官)、ベルトラン・ゴールドシュミット(原子力庁局長)。

ギリシャ レアンドル・ニコライデス教授。

アイルランド

イタリア フランチェスコ・ザヨルダニ教授(原子力委員会委員長)。

ルクセンブルグ ピエール・アメル(政府委員)、アルフォンス・グラフ(最高電力委員会委員)。

ノルウェイ ダーク・ブリン(外務次官) オラーブ・ロベルト・コーサ(原子力研究所次長)。

(66)

オランダ アンリ・フレデリク・エシヤウジール(外務省政務局長)。

ポルトガル ホセ・フレデリコ・ウルリチ(原子力委員会委員長)。

英国 フリントン・C・ハウ(原子力局長)、マイケル・I・マイケルス(原子力局次長)

スウェーデン グスターフ・セデルグァル(大蔵省局長) ハンス・ホーカンソン(総理府参事官)。

スイス ジェラール・バウエル(全権公使、O.E.C.S. スイス常駐使節団長)、アルトゥル・ウィニガー(電力会社理事会代表)。

トルゴ ベシム・ダニエル教授。

(2) 準参加国代表

カナダ W. J. ベネット(カナダ原子力会社社長)。

米国 ウォーカー・シスラー(デトロイト・エジソン会社社長、国際協力局エネルギー問題顧問、原子力平和利用国際会議議長)

結局ここに設置された特別委員会の任務はさきに紹介した専門家調査団の報告書に盛り込まれた協力計画の各項を

(67)

具体化するものである。本特別委員会の答申は7月までにO.E.E.C.閣僚会議に提出されたが、その内容はさきの専門家調査団の報告と全称、欧州における原子力平和利用のための協力計画 統轄機関として原子力運営委員会の設置を提案している。この答申を審議したO.E.E.C.閣僚会議は、答申通り原子力運営委員会を設置し、その構成はO.E.E.C.参加国および米国、カナダの準参加国とすることに決定した。本原子力運営委員会の主要任務は、専門家調査団の提案と全称、共同企業、安全保障、原子力立法等に関するものであるが、この期間中に各国間の協力計画はかなり進捗しており、共同企業についてはすでに参加国も具体的にになっていた。しかもあれ運営委員会の主要任務は次の通りである。

④ 共同企業のため研究班を設け、後述の原子力関係工場の建設計画をたてる。

⑤ 安全性の管理に関する計画をこの6カ月以内に作成する。この管理は共同企業に適用すべきであるが、双務協定によって供給された燃料または参加国領土内における生産物についても適用することがある。

(68)

⑥ 国際原子力機関およびユーラトムの関係機関と調整し、特に管理の問題につき話し合を取極める。

⑦ 特殊核物質または原子力工業に利用しうる物質を自由に交換しうる制度を確立する。この制度は欧州以外の地域にも適用しうるよう考慮する。

⑧ 原子力立法（健康保持、保険等）および技術教育に関する共通の規定を定める。

⑨ 「欧州原子力機関」の規約案を作成する。なお原子力運営委員会は将来上記機関の指導機関とし、O.E.E.C.の監督の下に活動し、参加国間の協力を推進するための恒久的使命をもつ。また運営委員会は1957年1月にO.E.E.C.閣僚会議に対し、原子力研究班、管理組織、欧州原子力機関の各種の問題につき提案を行うこととなっている。

さて原子力研究班が建設計画を行う共同企業は、ウラン同位元素の共同分離工場、照射燃料の化学処理工場であるが、前者についてはすでにユーラトム6カ国が研究中で、これにデンマーク、スウェーデン、スイスおよびトルコが参加することになったが、デンマーク以下はユー

(69)

ラトムの超国家原則は承認していない。また照射燃料の化学処理工場については英国、オーストリア、デンマーク、ノルウェイ、ポルトガル、スイス、スウェーデン、トルコの研究にユーラトム6カ国が参加するという形をとっている。このように共同企業の研究のうちにはO.E.E.C.とユーラトムとの関係が端的に示されており、かつて2~3月のO.E.E.C.代表者会議においてはユーラトムはO.E.E.C.に包摂されるものという糊塗策にすぎなかったものが、具体的な計画の中に解決を見出している。

以上がO.E.E.C.の欧州原子力開発のための協力計画案の成立過程とその内容であるが、現在、7月にO.E.E.C.閣僚会議によつて設置された原子力運営委員会によつて具体案が審議、研究されている。次にこのO.E.E.C.案に対する各国の態度をみよう。

(70)

## 2) O.E.E.C.案に対する各国の態度

さてO.E.E.C.の原子力平和利用のための国際協力計画は、O.E.E.C.の漸進的、現実的な政策から、ユーラトムのようなドラスチックな問題は含まれていない。すなわちO.E.E.C.の国際協力計画は、原子力の平和利用に限定し、参加国のいずれも望んでいるウラン同位元素の共同分離工場、照射燃料の化学処理工場等の共同企業の建設、原子力平和利用のため特殊核物質その他の自由交換制度、原子力立法の調整、と現実的な問題を取上げ、国際機関としてもユーラトムのごとき超国家的性格をもつ共同体の設立は目的とせず、各国間の協力機関の設立を目ざしているにすぎない。その意味で各国のO.E.E.C.の原子力協力計画に対する態度も比較的平穏で、一時かなりの対立をみせたユーラトム6カ国との関係も、計画の具体化とともに後者はO.E.E.C.の中に包摂される方向で現われてきている。

問題はO.E.E.C.の原子力協力計画に対する英国および米国の態度である。まず米国のユーラトム案を支持していたこととはさきにのべた通りであるが、英国はこれと

(71)

の対抗上のE.E.C案を支持していた。すなわち原子力産業を輸出産業として育成しつつある英国としては、ユーラトムのごとき共同体が欧州内に設立され、しかもそれに対して米国が安全保障の点を中心に支持を与えているとすれば、ユーラトム諸国における急速な原子力開発の進展によって自国の優位が脅かされることになる。これへの対抗上より広範囲な、しかも協力体制としてはより緩やかな形で、欧州に原子力協力計画を設置し、たとえば規格化ないし特殊核物質その他の自由交換による自国製品の輸出伸張に利益を見出していたのは当然であろう。この態度はスー3月めのE.E.C代表者会議における英国の発言にもうかがわれ、英国としてはE.E.C案を支持した。

しかしながらE.E.C案は、平和利用にのみ原子力協力計画を限定し、また共同企業の設立をもっとも優先的に取上げて行く傾向が現われてきた。このためすでに軍事的な利用を行っている英国としてはE.E.C計画に全面的に参加することは、この面に何らかの制約が加えられることを懸念するにいたり、次の共同企業設立に対す

る不斉——濃縮工場、化学処理工場をもっている英国としては、その面で「欧州の工場」となることができる——と相俟って、当初のE.E.C案に対する支持の態度は、急速に冷却するにいたった。すなわち7月のE.E.C閣僚会議後、英国のヒーター、ソーニークロフト通商委員会委員長はE.E.Cの原子力協力計画に留保を声明し、英国は化学工場の研究には参加するが、その設立には参加せず、それを監督する機関にも参加しない、これは英国が自己の工場をもっているからであると述べている。

これに対して米国は依然ユーラトム案を根本的に支持している模様で、ホリスター国際協力局長の声明から見ると、ユーラトムとともにE.E.C案をも支持しているようにみられるが、慎重にもE.E.C案がユーラトム案に抵触しないよう希望している。

またE.E.C諸国の間には、共同企業について、ユーラトム各カ国は独自のウラン分離工場の設立で満足し、化学処理工場についてはE.E.C全体で共有の形をとるものとみる見方が現われている。

【IV】ユーラトム案とO.E.E.C案の対比

以上、一般的な背景によって必然化される欧州における原子力開発のための国際協力機関として具体化されつつあるユーラトム案およびO.E.E.C案についてそれぞれその成立過程、その内容ならびにこれらの案に対する各国の態度を概観したが、いずれの案もなお審議中であり、いくたの部分で難点が指摘されているので、今後の成行き次第で当然変化して行くものである。ここでは以上のしめくりとして両案を判明した範囲内で対比してみよう。項目別にユーラトム案とO.E.E.C案を対比すると次の通りで、特徴的な対照点は、ユーラトムが核燃料物質、特許、施設資材等を共同体化ないし共同市場化して、超国家的性格の機関によって統括しようとする急進的、理想的な案なのに対し、O.E.E.C案は各国の自主性を尊重しつつ共同企業、各国原子力計画調整、規格化等を通じて国際協力体制を樹立しようとする漸進的、現実的な案である点に端的に示されている。

これら両案の今後の進展は、一般的にいつて欧州における原子力開発のための国際協力の必要性が認識されて

表 ユーラトム案とO.E.E.C案の対比

項目	ユーラトム案	O.E.E.C案
加盟国	シェーマン・プラン ンカ国、フランス、 西ドイツ、ベルギー オランダ、ルクセン ブルグ、イタリア	O.E.E.Cノ7カ国、 オーストリア、ベル ギー、オランダ、 ルクセンブルグ、デ ンマーク、フランス、 ギリシャ、ポルトガ ル、トルコ、アイル ランド、アイスラン ド、イタリア、ノー ルウェイ、スウェー デン、スイス、英国、 西ドイツ(ザール) 米国、カナダ=準参 加国
原子国際協力 計画	ユーラトム 欧州原子力共同体	欧州原子力機関
その性格	超国家的性格	各国国際協力

原子力利用目的	一応平和目的	平和目的に限定			ト4に核物質の老廃物以外にも適用しうる 権を与える。
機 構	ユーラトム委員会 実施機関委員会は米 国の AEC と類似の 権限をもち、超国家 機関としてユーラト ムの運営にあたる。 委員は加盟国政府に より任命される。	原子力理事会 原子力運営委員会 国際協力計画の 立案、実施にあた る 技術委員会 上記二委員会の 諮問委員会、管理 局、核分裂性物質 の安全保障に関す る統制を行う	科学者、技術者 関係設備、器材 研 究 開 発 特 許 安全保障	自由な交流を目ざ す。 加盟国の研究活動を 調整し重複をさける ユーラトム委員会 にプールし、特許取 極によって応用に関 用させる。 核分裂性物質の物理 的ならびに行政的管 理を行う。	必奪とあれば教育セ ンターを作る。 関税その他の障壁を 備けない。 各国政府、企業の特 策、行動決定の自由 を阻害することなく、 二重投資を避け総合 的發展をはかる。 原子力立法中の特許 許可の条項を調整す る。 前記管理局が軍事的 利用への取用を統制 する。
備 考 内 容 核分裂性物質 (含原料物質)	共同化による ユーラトムの独占、 使用者には供給を保 証し、売却、貸与ま たは特殊契約による 引渡し、 加盟国は、ユーラ	各国の自主性を尊重 しつつ協力する、自 由に交換しうるよう な制度を確立する。 原子力工業に利用し うる物質も全様。 なおこの制度は欧州			



大いに参考にすべきであろう。